

関西労災職業病No.19

関西労働者安全センター

1975.11.20 発行

大阪市淀川区本庄東通り4-1 三和ビル22号室

06-374-2991 郵便振替口座 大阪 315742

40円

来たる12月21日に第4回「労災職業病公害と関西立派集会」が行われる。不況を労働者へのしめよせで垂れ切らんとする資本の首切合理化の嵐が吹きあれる中で行われるこの集会の意義を確認しよう。

大切なのは労働者の団結である。団結なしには一人の認定も一人の補償もとれない。職場改善も克ち取れない。

以上の様な意義を踏まえて第4回集会は行わなければならない。そして、参加者はその討議しようではない。面していける問題を互に話し合うために、今回のテーマは誰もが

第4回 関西交流集合を 成攻させよう

斗争で苦しむ人々を余儀なくされ、忙しい最中であろうが不況下こそ労災斗争が重要であることを確認して積極的に集会に参加しよう。

ならだ。そして、不況の下の資本の攻撃をはねのけるのもこの団結の力だけである。

また、首切りは年よりや体の弱い者ならぬらい撃ちされる。これらの人はみんな仕事で体をやられている。この意味で、不況下の労災争は一層重要である。

更に、今回なら集会

当日にぶつけ本番で分科会をやるのではなく、事前に予備討論が予定されている。二の予備討論会でテーマが予定され、参加者の親交がはかられる。必ずや集会は成功するだろう。

討論に参加できるよう

なテーマを選ばれていく

主張

被災者の利益を徹底擁護し

企業内補償計算の強化しよう

現在、各職場では秋一年末闘争の真最中である。そしてその中の被災補償・企業内補償の問題が多くとりあげられ聞かれている。安全センターは、災害源除去のスローガンを堅持して今日まで活動を続けてきているが、今この特集では企業内補償の用いが災害源除去

の用いとどのように結びつくか、という問題について考えてみると、従つて、特集の視点としては、単に補償金額の高低ではなく、むしろその用いの経過に重点を置いている。なお、岩井計算センター主部・新産別以外については補算部が職場を取り材してまとめたものである。

NO.1 連帶の輪を広げよう

全金出合計算センター

電算業界において、ベンチ部門作業部門に頸椎症候群といふ職業病が多く発生し、そこ

に働く女性労働者を苦

しめています。私たちの働く岩井計算センターにおいても例外ではありません。職業病をなくすため、職場労働条件の改善へ効率認定闘争を行

し、職業病をなくすために、職場労働条件の改善へ効率認定闘争を行

た。その中でベンチ部門における労働条件の悪さは、多数の頸腕を発生させてきました。それに加え、被災者に対する資本の卑劣な扱いは目にあまるものでした。

頸腕を職業病と認めず、被災者に対し「本リソングのしすぎだ」といふやがらせ・おどしをかけ、重症者に対する対しては、実質的に解雇し、切り捨てを行つてきました。

及び、被災者の治療に全責任を負うものであることを確認させました。

休業に対する補償、労働時間の短縮を勝ちとめ、休養期間を特別休暇とし、勤務時間内の通院・治療活動の保障、賃金の保障を全面的に行ない、労働時間を短縮することを認めさせました。

企業由補償から

認定可與へ

労働災害に対し、被災者を救済し、職場労働条件の改善を指導する行政機関として労働基準監督署があります。

労基は認定を下し、労働保険を適用し被災労働者を救済し職業病を撲滅するに企業に

対して指導すべきものであります。しかし、実態は認定を否認し、或いは遅延させることによつて、労働

の職業病の発生を覆いつくそつとうといふ姿勢です。職業病は企業内でのみ生じるものではなく、労働者全てに対し、

受けられた資本・行政の攻撃です。私達の目標すものは被災労働者の救済であり、職業病の撲滅です。そのためには、一企業内での補償だけではなく、労働行政が真に労働者の

のみ生じるものではない、労働時間を短縮することを認めさせました。

NO.2 ■

私病も会社が補償せよ

全金果理バルブ支那

東亞ベルス労働組合の安全対策部が本格的な活動に入つてから年が経過している。そ

の間に、労働組合は認定を下し、労働保険を適用し被災労働者の活動に入つてから年が経過している。そ

ためのものとならなければなりません。私たちは労災認定を勝ちとることによつて、労働

災害・職業病の本質を明らかにしていく必要があります。

私達の岩井計算センター支部においても、労基署と団体交渉をもつこにより、被災者自ら認定申請を行ひ、現在まで6名の認定を勝ち取つてきました。

引き続りて7名の被災者に対して認定闘争を継続していきます。

19月の案内

社説(25~26ページ)
労災交渉集会成功(25~26ページ)

被災者の利益を徹底
よう護し企業内補
助金等を強化(25~26ページ)

二コース(25~26ページ)
職業アドバイス(25~26ページ)

全金結果開拓分野
田舎地盤業界不當差別
糾撲

定期報告(25~26ページ)
万葉新基行政と汽水
運送(25~26ページ)

労災報告(25~26ページ)
労災交渉集会より
金井上山海庄(25~26ページ)

労災交渉の風(25~26ページ)
金井上山海庄(25~26ページ)

労災交渉の風(25~26ページ)
金井上山海庄(25~26ページ)

労災報告(25~26ページ)
労災交渉集会より
金井上山海庄(25~26ページ)

くべき成果を上げてい
る。対策部常任委員の
2氏はその基本的姿勢
について「予防争争と
職場討論の徹底化し
組合が何をするとい
うより、労働者一人一
人の自覚をどう高めて
いくか」を重視すると
述べている。

前田組會の
一二三ア

従来安全対策部は組合の一機関として、その委員も代議員なら誰なんでした。しかし代議員の任期とともに委員は交代することとなり、その体制は不安定で会社の安全課とどうてい对抗できない状況であった。労働者の安全を守るために、労働者にはどうしても組合がイニシアチアをとらねば

ならない。そのためには安全対策部は2名へ理在3名)の常任を置くことにし、そこが各現場たら委員を選任する体制を整えたのである。(現在20名)

組合の安全闘争はこれを中心として日々とその成果を獲得してきた。その主なものとしては、年に一度の安全ペトロール、そして月に二回の安全対策部会の貢献である。その中でどんなに小さな事故も危険職場を見逃さず、労働者の力でそれを克服していく思想が根を下していくのである。

例えば事故があつた場合などはすぐ職場集会が行られ、当該課の労働者と安全委員が一体となり、懲罰と交渉を行いういうが如きで

支部では会社との間に労災死亡一三〇人、休業賃償百分率を結んでいる。しかし数字ではなく、労働者の意識に注目してみよう。

2つの例を挙げると、今年の7月に一人の労働者が帰宅途中事故に会い、全治一ヶ月の休業という大ケガをした。しかし、その直前の経路に「逸脱」があつたので、会社は通變申請に消極的であった。そこで守全対策部は会社と交渉し、「本人には運転をみけない」という約言を引き出し、これを書面に会社に署名認定の有無にかかわらずその

全額償を行わせる二と
に成功したのである。
また私病に対する補
償についてわれは、以
前、部会が組合員に對
し私病一〇〇%の補償を
提示した時、遂に職場
討議で否決されたとい
う状況であった。しな
し労災争の徹底した
大衆化の中で、私病に
ついて健康保険6ヶ月
を含め2年間8割補償
を出したところ職場討
議では3年間は会社が
責任をもつて補償すべ
きだという案に前进す
るという状況が生じて
きたのである。

被災者は合理化の生証人だ

國勞新幹線大阪環線所分會

國勞新幹線支部保線

二九は一つには、じ
ん肺患者及び被疑者に
ついて粉塵作業を行わ
せないという国鉄当局
との確認を克ち取った
にもかかわらず、それ
が現実的には組合員の
点検しはじめている。

国鉄の補償制度

支那の風

がにめにってその社労
成果を紹介してきた。
従つてここではその経
過について詳しく述べ
ることはしない。

「じん肺法完全実施」
を突破口に職場を
拠点として力強く進め
られてきたじん肺闘争
は、まさに合理化の
陣りとして関西における
労災職業病闘争の先
陣を切るものであり、「
災害源除去」「一人の
患者も出さない」とい
う思想性は労働者の用
いに一つの指針を与え
るものであった。

本年度四月一日に出了された分会の中向總括は次のように述べてい。る。アいうまでもなく労災職業病のないは犠牲者を一人も出さないであるが、犠牲者が出した場合は患者被災者を中心にして開いを進めなければ勝利しない。多く経験したようだ。資本当局は、患者と組合員を分断し、職場から労災職業病開争の压殺を目指んでいる。

不満が出てきていることによつて、また難聽に犯された労働者が、当局の一方的な強制配転攻撃をうけた際、当の労働者が分会脱退を申し出るような状況を招いた二つの反省点もあるだろう。これら

の点は同じ中向總括の「災害源除去のないが唯一戦闘的労働運動であるのみのように、一部活動家ののみの取組に

また、専門の方針と題して「じん肺患者被疑者の人達は合理化の被害者であるのみならず、合理化の非業をあびく生証人である。我々の専門の隊列に犠牲者をつづみ、患者の要求を支持し、加害者へ固然的に対する責任追及と併せ、労働・生活・医療補償をつきつけ開き取りぬばならない」と述べ、補償闘争を進めることがの重要性を強く主張している。

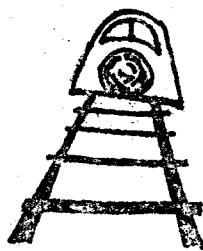
「思想性は労働者の團體に一つの指針を与えるものであった。」

本年度四月一日に出了された分会の中向總括は次のように述べてい。る。アいうまでもなく労災職業病のないは犠牲者を一人も出さないであるが、犠牲者が出した場合は患者被災者を中心にして開いを進めなければ勝利しない。多く経験したようだ。資本当局は、患者と組合員を分断し、職場から労災職業病開争の压殺を目指んでいる。

不満が出てきていることによつて、また難聽に犯された労働者が、当局の一方的な強制配転攻撃をうけた際、当の労働者が分会脱退を申し出るような状況を招いた二つの反省点もあるだろう。これら

の点は同じ中向總括の「災害源除去のないが唯一戦闘的労働運動であるのみのように、一部活動家ののみの取組に

労基法に基く補償もその多くが労使共出の共済制度の中で、つまり明確な使用者の加重責任を向いえないシステムの中で処理されていふ。このようない状況がある。



前進を見ることができるだろう。そして、分会はじん肺確定の締結を第一歩としてその前に踏み出そうとしているのだ。

金や地域の労働者から油圧の団体は労働者教育の場だと言われば外の労働者大多數参加している。

第一回
全金京滋井上油圧支部は6名のうち3名が脇痛・ムチ打ち・有機溶剤中毒の被災者である。組合つぶし攻撃で一時は2名にまでなった。

NO.4 休業120%補償がめどる
全金京滋地本・井上油圧支部

この井上油圧支部は労災休業補償を何と120%とつていて。油圧がはじめて休業補償をとったのは72年春で、この時75%だった。その後、春・夏・秋・年末とおひまいなに100%にこぎつけた。会社は、うちは諸手当も算入してくるからして休んでるひとと働いてるひととが同じでは」とさんざん抵抗したが、

返した。被災労働者が先頭にたってへ有機溶剤中毒のMさんも車イスで駆けつけ怒りは抑えられない。が、年々年中取扱うに負担・労災闘争と用い続け6名にまで盛り返した。被災労働者が逆手にとて、被災者の怒りは抑えられない。会社はその後これを逃さずして、被災者ばなりが得しところと

会社のネコバ 許さん

W25日 補償統一委員会も新産別京滋地連平野調査

つては、今被災者でなくとも何時被災するかめからない。また被災者は健廉な者に比べ自然と出費がかかる。だから120名は当然だ。だが、何の目的ではない。被災者の要求は生活補償だけが工場周辺に公害を引き散らし、職場に労災職業病をもたらした。毎年六千人近い死者と150万人の傷病者を発生させているが、死亡時に遺族に支払われるの金は、労災年金へ平均賃金の30（50歳）と退職金と金一封の差金である。

安全を無視した強引な設備投資と合理化は工場周辺に公害を引き散らし、職場に労災職業病をもたらした。毎年六千人近い死者と150万人の傷病者を発生させているが、死亡時に遺族に支払われるの金は、労災年金へ平均賃金の30（50歳）と退職金と金一封の差金である。

まことに、交通事故では訴訟で、41年には1万件余）、数千万の損害賠償を支払う判決が続出している。それも運転者側に無過失に近い責任を負わせるものである。

まことに、この二点を考えた時企業に雇用契約上の明確な責任のある労災が前述の様な少額で済まる。されどいることはあまりに不当である。企業の労組に協定締結となりに、労使共に、といふよりはかえって労組の側が「こんな協定と、この立場なら新産別労働者の健康と生命を守るのに全力を捧げていい」とは言えない。だが、一瞬にして458名を虐殺し多くのCOP患者を発生させた38年は、池炭じん爆発は、庄支部は分断攻撃をのりこえて団結を固め開けた。庄支部は分断攻撃をのりこえて団結を固め開けた。庄支部は分断攻撃をのりこえて団結を固め開けた。

いる。この間の間に49組合中36組合が協定を締結し、49年6月現在一千万を超えるのが5組合ある。

見過される

障害官補償

つてでも補償する」と
言ひしめに様に、劣災
に対する怨りで突破す
るしかない。

今ひとつは、8514
級障害が伝額におさえ
られていく傾向がある
事である。この間の調
査でも8514級障害の
事故が14件と最も多発
していることを考える

No. 61

会社は人の命にまで

全港灣
神崎毛道
分會

と重要な事である。この8～14級障害を最も身近な、それ故最も切実な要求として取り組まねばならない。これもやはり被災労働者とその職場の仲間が怒りをもって固めなければならぬに違ひはない。

死んでしまった浦川元二氏は、会社と労基署の仕組んだ私病扱いで葬られていたが、我々の南いによつて去る9月29日、大阪労働基準局にて労働災害による死であると認定され、遺族に対する年金が支給されてゐる。

本当に会社に責任か
無かったの？！
発病して3時半余り、
会社の健康管理者はそ
の間何をしていたのか、
何もしていないうちはな
いな！もつと早く治療
をしていれば、今でも
元気に仕事をしていろ
と考えられる。

企業責任を認め
正当な補償をしろ

この様に分会・支部は労災認定を克ち取つて以降、会社と企業補償の交渉を続けてゐる。しかし、会社は「労災は組合がうるさいからお情けでもらつた」のであり、会社に責任はない」と居直つてゐる。

以前、地労委の席上で「認定に關係なく労災と認め一千万出す」と

「仕事にしそうとは余りに酷だと思う。人間の命が神崎港運に動いていいは安くなるのだろう？」

吉川に事はされた女の
様である。浦川氏の会社での身
分は社内規定では日雇
とされていた。その為、
死亡時の見舞金を社員
は5万であるのに3万
しか払われていよい。
しかし、会社は職安へ
は常用として届出てい
るのだ。それは港湾労
働法により臨時日雇が
禁止されていいるからだ。
効外的には体裁をとり
つくろい、対内的には
差別雇用を強行するとい
う企業の思らつなや
り口がここにある。何
としても労働者は安く
使い捨てるという姿勢
である。

作業実態と会社自身の
行つて いる職安への常
用としての届出にウソ
を露呈して いる。一方、
御用組合側は会社の二
の様な法違反の差別雇
用をそのまま認めた形
で、浦川氏の死後以降
会社と次の様な協定を
結んで いる。つまり、
全く請の浦川氏

No. 7

下請の補償も同一

が報告されてきた。ま
に、組合潰し・合理化
自切り攻撃の中で港合
川支部・支部は、大阪事
務能率支部の頸腕闘争
田中機械支部の腰痛闘
争・鋼管商事の脳卒中
認定闘争・大坂金屬加
工支部の難聴認定を自
い取った。中でも九条
シヤーリンクの緑内症
は医者の診断書だけで
企業内保障を固い取つ
てきる。

全金港合同支部は、長年にわたって労働者の基本的権利を守る闘いを取り組み続けてきた。中でも細川闘争に見られる地域ぐるみの闘いは、地域の労働者の低賃金・劣悪な労働条件に対する闘いとして取り組まれ、組織破壊攻撃を決して許す事

なく闘い続けられた。
こうした地域ぐるみの闘争は全国の仲間の闘いの教訓となろうとしている。

「労災職業病の問題を
許容量・治療・補償のみを問題として解決していく考え方は、階級的対立の矛盾を隠蔽する資本の論理である。したがって、労働者商品として使い捨てられる事が述べられた。

資本主義的生産方式の解体にむけた闘いで、労働・労働者を解放し労働を自分達のものにしなければならない。△

△もはや一企業、一資本のみの力量では自らの経済活動を維持し労災・職業病闘争を含む労働運動の高まりに対する対処し得ず、警察、司法、行政機関の後押しで現体制が維持されぬこの実態を運動の中で把握し、反権力行政闘争としての労働災害・職業病闘争を果敢に、そしてじっくりなうに、遂に進まなければならぬ。最近の不況下における労災闘争で、支取者階級が体制危機に直面し巧妙に運命共同体論を労働者にもちかけ、

企業倒産、首切り業の恐怖としての政治経済危機を職場、家庭に宣伝して、労災・職業病闘争、反合闘争をやりすぎると危ないという雰囲気を造成していく。したがつて、今後の闘争は職場労働者に密着した労働者によつて、担われる労働運動としての発展と啓蒙活動とあわせて思想闘争としての労災・職業病闘争としなければならない。

△の臨時工、季節工、
②職場等会社で働くすべての労働者に適用することを監督署が認めなくてはならぬ。△年秋闇の中で、
企業内補償をする。

組は国交で決める。
③通勤途上の事故は労災にする。
④労災・職業病が完全に治るまで会社が責任をもつ。等を要求しない。まことに、不況下では、不合理化攻撃に對して16名の人員補充をさせ、多くの職場環境を改善した。

全国金属 主な労災補償回答状況 1975.11.5現在

支部名	死亡	1級	2級	3級	4級	5級	6級
①浜田送風機	1500万	2010万	1785万	1575万	1380万	1185万	1005万
②昌一金属	1350	1608	1428	1260	1104	948	804
③田中機械	1350	1809	1607	1418	1242	1067	905
④日興工業	1350	1800	1540	1340	1140	960	830
7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
840	675万	525万	405万	300万	210万	135万	75万
672	540	420	324	240	168	108	60
756	608	473	365	270	189	122	68
695	560	440	340	250	175	110	60

まとめ 労働者の 自覚を高める斗争を

前鳥（ハサウエー）の主張によりて、我々は労災闘争は予防と補償の両面を輪としてこそはじめて用いは前進するのだ」と述べながら、それには労働者の命と健康を単なるゼニカネの問題として処理してしまおうとする傾向に抗する警句であった。

資本はその商品にどれだけ安価な値をつけるかということを考えている。そして労災発生の要因はまさにここにひそんでいるのである。労働力の値段は、労働者が毎日生きていくのにどれだけかかるかと、またそれを作り出すのにどれだけかかるかと、いう二つに分けて決まってくる。使えるだけ使いこなすといふことにしては全ての労働者に対して同じであるが、安い労働力に対するところは、いくらでも補充ができるといふことが可能だ。労災はこの様子を実際に見事に示

していり、労災闘争にとって、とりわけこの不合理的化の時代に重要なのは、被災者の利益をどれだけ階級的に擁護しきれるかということであろう。たとえば、下請けに集中する被災という事実を前にして、同一企業で働く労働者の全てに同等の補償を行めさせていく限りは極めて重要であり、また、同じく協定にしても、それを形式的画一的なものとせず、各職場(工場)に問題となつている被災一矛盾をどうだけきめ細やかにとりあげ、要求を一人一人の労働者の向う意方に高めていくかということが重要なのである。

更には、補償は單に力の問題ではなく、被

此画亦以爲最善

災労働者の生活をどう実質的に保障していくかの問題であることを考えてみれば、被災者に対する解雇を会社に行めせない南京が進められぬほかないだろう。

（長崎県佐賀市）佐賀県立農業技術試験場の事務課に属して、坂大介と植田マニさんと一緒に佐賀県立農業技術試験場のアシダ・マニガニ科植物研究室の仕事などを経て、人々が田畠に伸び、「マニダ・マニガニ科植物の生態」をめぐって懇親会がもたらされた。またひかりも行き、マニガニ科植物研究室を行われた。

このウツバニカシラノ總教會に傳はぬことか。今
が癌かぬとか足が癌か
ぬとか問ひとねるは卒
世の梅毒であつて仕事
のせこぢはなしなど
どうぞぶつこていたが、
田代先生の西洋健診で
マニガン中毒させられ
ました。癌くどこかに
よれば、マニガン中毒
もじん無回様に現代医学
では治療法がないと
いふ。みはりんも社会
的側面や行政側にうやうや
くねらう。一田も既く
自主健診の実験し、效
果好んでからとつて下
さい」と訴えた。
次に午後に行なった
西洋醫論では、結核の
病名もあつての和也け
體論を終つた。その

卷之四

地に、今國の御用通事の母にせ、既在保大寺で御體氣絶せ飛に御服にてござが、何況歩から「アーニー」母細らせた、「アーニー」と御帆を子て大御舟にて走り出でて此の御船めいた。

て懲戒を受けていた子だ。
夜にせりかの庭の雑草野
原やお盆花と懲戒が
立ちつてお祭りだ。
16日には懲戒が近付
こころが恐怖した。わ
の結果、この日に懲戒ヤ
ル患者に見えて、毎に
介護が必要となる懲戒
一名、介護が必要とな
る二十九歳が懲戒する。
マニドンお嬢の懲戒は
有効的でねが強烈で
ある。

取扱いに専念しておられたのが
必要である」と、感じ
て二回目。

視とおでこに紅潮する。血

従業員で名の通る企業で、盛岡にはナリイー(ニッセイ)、メツキ、鶴井など、ほどの有識者が現在はこいつや販売網が上場全体に完結している。エアハーネマーをゲーリングーの関連会社から購入に複数回もやりていて、複数回には複数回の決済済みながら、某じんが總額何億円の存在を知らずに取扱い入った。

が、ついでに腰痛を発症した。昭和41年と43年にそれと並んで、3ヶ月の間腰痛を患すが、腰痛が強くなるか、もしくは軽くなるか、どちらかは不明の母講習会もあった。当時、「じく監修の腰痛に対する治療法」が、日本骨盤45年度の定期講習会で紹介された。これが「腰痛の腰椎診療法」を示すもので、腰椎に腰痛を有するか、ないか、これ以降腰痛と会社に腰痛を有するか、ないか、これを診断して本人が正しい腰痛診療を要求するかで腰痛診をしていったところだ。

京滋しん肺患者同盟 第4回総会

とき：11月30日
午前10時より

ところ：京都府立美術館
4階

かへり」と読むのが普通
岳は朝鮮を攻めて、領土を擴張する
勢力としての性質に及ぶ
それが實に何より凶暴な性質である
「もやぢ」が「モヤヂ」、「アラシ」
「アラシ」が「アラシ」。
「アラシ」の邊へ、岳年間
炎張城のトロイアにあたる
のアラシ城へ、貢金10%
を強制されると経済した
影響で、岳は少くとも岳
の領土を擴張して、
これが原因。

卷之三

大英圖書館藏
卷之二

佐藤也仁門に也告進
の久那丸の上人監院

腰椎筋肉症の原因は、腰椎の構造的異常（腰椎管狭窄症）、腰椎の運動機能の低下（腰椎運動機能低下症）、腰椎の神経根の炎症（腰椎神経根炎）、腰椎の神経収縮（腰椎神経収縮症）、腰椎の神経根の炎症と運動機能の低下の併存によるものなどである。これらの原因によって腰椎筋肉が過度に緊張し、筋肉の疲労や筋肉の炎症が発生する。この筋肉の疲労や炎症が腰椎筋肉症の原因となる。

本腰脅しと腰脛筋の
中で「じん脛の筋」が
「」と海側や外側を由
ては徹底追求のため、
自らでも医師の解剖検査
を行うに、その結果が評
価基準値のじん脛筋純

に出ていた奴。
「じん肺工型」
と安燃電燈がこれまで
した。大岩さんについで
二人目の高橋洋一も
また多くの仲に、しかも
た癡情されながら回りが
懲の人ぢる事も考え
られ、一層の懲罰、千
エック、田舎の母娘
を見るのはおれのもの
である。

體格を劣災認定

全蜀王氏詩卷之三

竹下氏は文正達作
集に常に勤務してい巨作
が、昭和40年1月24日
午后5時半頃に急に駆
暮を命じられ、歿れた。
川内村役の高橋に行
かされた。そしてまつ
宿を船内で足で詰めは
ずしてマンボに落ち、
右側胸骨を強く打撲し
左腕の前臂を骨折し
た。この最初以降、嘔
吐が出始め、発熱と診

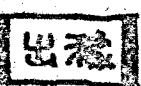
の盐を泡に溜息とし
氣味わぬ絶えが近所に
されはがつた。したし
その向も盐々鹽や田た
つ枝や枝を燒き、今井
の川辺から一匁ひど
いは二、三日には廻

セントーと女に行つた
じぶんの喫茶店で、
名づけられた
ことばが、
さういふもの
へ。

が出来る様にはない。介会ではホコリの多い医療院で受診せたところ、47年の左脛々折の部位に一致して進行した脛骨が腫められ、針でつまみ出された結果が出てくる状態だったため、手術のために近畿中央病院に入院した。そして、この脛骨が脛原因となり、以前の脛骨の折ったあたりの筋膜に由来自をもつて、そこに菌が感染して炎症の纏留やひきあつたものとわかった。そこで介会は直ちに西野田向田と連絡をして、西野田向田は翌日、和歌山三日以内で出発した。船内に腰痛をも何度かおしかけた。その結果、10月10日に近畿中央病院で受診を行つたが、「かかれていた」とつたのである。

と、一人の介会の体の異常も既治せず、それが医業病ではなく、出発時にあしかけて船便をつかとつた姿勢も医業病ではないかと自求したが、この組合も医業病ではないが、舟の暴風は医業病だと二つ考へが大原鏡である。

組合のオニとして船便も舟便も船便をつかとつた姿勢も医業病である。一方の組合も医業病を示したところの事。下代は10月に手術を行い、雪風に回復に向つていい。



三井汽船の運送問題。玉井汽船の運送問題

三井汽船の運送問題は今年の3月未から船活動を開始したが、その活動の一環として玉井汽船が、運送の船員不足と準備不足のため充分な事はできなかつた。しかし、運送設備が整つたばかりの玉井汽船が、運送設備の面倒と体力の不足でも何度かおしかけた。その結果、10月10日に近畿中央病院で受診を行つたが、「かかれていた」とつたのである。

作成した。10月10日は今後も出発航行者に広く配布され、出発航行者の中には、出発航行者に対する条件改善のための条件改訂を行つた。これは、出発航行者の条件改訂の根本にあらゆる問題を考慮して、運送問題を解決する事に一つの材料として使つていいであろう。

3人の乗客と
1人の出稼業者
問題出稼業
調査報道
連絡先 大阪総評会議
06 358 0281

群馬

全国医師生ゼミナー 第14回大会開催

去る11月2、3日群馬大医学部においてオーラルが開催された。今年は新たに障害者解放運動と部落解放運動等の分科会が設けられ、医学生の運動が過去の告発糾弾斗争から一步踏み出して、地域や販賣場と國く結びついた地道な活動を持続的に続けようとする方向が強く打ち出されてきた。総会講演で岡田征生、青山教授は、現在コンピュータを導入して進められるようとしている「近代的」医療の本質はブルジョアジーに奉仕するものであること。

このような医療に対して今後医学生は過去の無産医運動の精神へ医療活動を通じ、自己の階級的自覚を高める、親切で安い医療を提供する、解放斗争の犠牲者の救済を徹底して行う、に學び、階級的自覚をもつて医療活動を行つてゆくべきこと、を豊富な経験を基に語られた。

労胚研はオーラル分科会「社会再編の進行と健康破壊」に参加し、各地で労災争議や公害争、農村医療を行つて、いる人々との討論を行つた。労胚研からは今ままでの活動の中間総括として、今後の医療斗

争は「良心的に、ではなく階級的に」に斗うことを問題提起した。

それに対し、公害や農村で斗っている人々からは現在国や自治体が企業と一緒に、公害基金法を使い金で全てを解決しようとすることに対する対し、住民や被害者が充分には斗りえない情況をどのように打破してゆけばよいのか、あるいは、過疎地の全く運動のない農村の中でどうのように戦争を起してゆけばよいのか、といつた深刻な問題が出されたが、今後の医

重要な問題は多く残されたが、この医ゼミを通じて全国の労災、公害、農村等で斗つている人々との恒常的な連絡体制を作ろうとした方向で2日間にわたり分科会を終えた。

尼崎 鄭さん学徒裁判

第14回公判開かる

鄭さんの労災一左眼失明、大型トラック免許剥奪に対する損害

賠償請求の第14回公判が11月7日尼崎地裁で行われた。公判には本

人ととの家族をはじめ
神崎タクシー営業・阪
神医生協などから16名
が結集した。当日は「打
撲による頭部の症状は
労災」という医者の鑑
定書が出された。また公
原告側弁護人は次回公
判に被災の現場を目撃
していた黒崎産業(鄭
さんの傍りでいる会社)
従業員2名を証人とし
て出廷させることを要
求し、認められた。

基斗争と二〇六裁判を相互に幽み合せながら進めていくが、去る10月29日の尼崎労基署交歩でも、署は会社の言い分を全面的に擁護して、物的証拠までをも無視するという反動ぶりを見せていく。次回の交歩は11月21日だが、徹底的追及で事実の真の原因を明かにしていかねばならぬだろう。

争斗争いとの裁判を相
に幽み合せながら進
てりるが、去る10月
日の尼崎労基署交渉
も、署は会社の言い
を全面的に擁護して、
的証拠までをも無視
るという反動ぶりを
てりる。次回の交
は11月21日だが、徹
底追及で事務の真の
因を明かにしていか
るはなうないだろう。
（尼崎労安村ニューブ
号外より 電通報）

名金員が腰・背・肩に
激痛、休業をやむなく
させた。11月兵庫地本
に相談、東京東労働者
安全センター・神戸診療
所で「労災」と診断
され、尼崎労基署に
申請した。数回にわた
る署との交渉で10月
に3回とも認定となる
た。この結果をもって
11月にヤンマーに対し
認定された労災に處す
る設備改善・治療補助

ほび作業改善の是正勧告書を法廷に提出せよ
といふ訴えを認めた。

10月20日の署文涉で
支部はこのことを追及
したが、勧告書につい
てはその存在すら否定
しました。またその他の資料
についても提出を拒否
したことである。ヤンコ
ーの利益を守るために
は裁判所すら無視して
はばかりない労働行政

の本質がここにも露骨に現れているのである。

函、ヤ4回公判は11
月21日午後1じより。

（獨）
（三之二）
（獨）

ヤニマーティセル阪
神工場の社外工組合で
ある全金阪神支部では
14年4月、長い間のひ
どい労働条件に加え、

6.9トンもの鉄くずを投げ入せる地金計算の重作業で1名が落死、支部は再三にわたり警員を要求しているとか。

公判は現在まで3回
が行われ、その中で裁
判所は「原告の「尼崎
監督課長ヤンマーの工
場に対して行った作業
は不適切である」と

全金阪神之部

金匱要略

用関係がない」と返答。年乙酉に入つて神戸地裁に相訴した。

19

緊急アピール

全造船佐野安分会

及したが、分会鄭庄という一
点で視点を定めていいる会社は
警察の搜査協力には応じると
いふのみで、何う自らの態度
を反省する意志を見せていいな
い。

一方で労資正常化への因交

一方で組織鄭庄

因襲を免服し更に 組織強化をかちとこう

11月後4時頃、佐野安の社員の服装をして私服刑事6名が、突如としてドリル臨場の休憩室にふみこみ、「現行犯」と称し、8名の分会員と2名の下請労働者を強制的に「ノミ行為」を口実に連行しようとした。休息室では124分会文化祭についての詮説が行われようとした矢先のことであり、ノミ行為等につきるかつたのである。

警察に対し即時釈放を求め抗へとしたが、機動隊を導入つゝに連行した。直ちに地域に連絡し、西成署に封し200名の抗議行動を展開した。8名の仰回を奪い返し、この夜の抗議をいかおう取約したのである。

同じ11月午前中、大阪總評を轉とした佐野安分会支援共斗会議との団体交渉の中で、3年にわたる長期争議の解決について、一回の交渉で誠意をもって応えると結束せざるを得ないとこうに迫りこまねに会社の不當な弾圧である。トナリの名村造船所では11月のおよそ一週間前に「ある造船所では警察を入れてノミ行為を搜索していくが、我社ではどのようなことはしないので十分気をつけたほしい」と訓誡があつたのである。

11月14日体交渉において、二ヶ月にわたりて西成署の私服を構内で留めこつけたりセツミは逼拶を追

今回の会社御用幹部の狙いは、マスコミ御用ニコース等の団体交渉の中で、3年にわたる長期争議の解決について、一回の交渉で誠意をもって応えると結束せざるを得ないとこうに迫りこまねに会社の不當な弾圧である。トナリの名村造船所では11月のおよそ一週間前に「ある造船所では警察を入れてノミ行為を搜索していくが、我社ではどのようなことはしないので十分気をつけたほしい」と訓誡があつたのである。このような壓制的な認識とともに、現任の佐野安斗争は資本権力一体となつた攻撃の対象となつてゐることに対し、認識を

活め、やうに团结強化のため
警戒心を一層強め、大胆な行動
議論を深めよう

松下暴力労政粉碎!

(注)上のかこみは「佐野安
三争ニュース」11月17日
付を転載したもので

こうにも示されているように、実際は「現行犯」などではないにかかわらず、逮捕令状も示さず、簡略無用の強制逮捕であつた。しかも、マスコミの対応の早さから、この逮捕がしくま水たものであることは明らかであろう。まさにノミ行為を口

実にした権力資本の一分会への組織破壊攻撃である。

更に問題なのは、乙九月も前から捜索令状も明らかにせず、私服が佐野安理会内を会社の制服でウロツキ回つて、ことである。社内への日常的な警察導入によつて、資本権力は向を企んでいるのか。

特別報告

反動行政と対決し集団陳情要領粉碎

大阪総評大河内 森田弘之

全港湾・全金・全造
船佐野安・總評地域合
意を中心として、腰痛
塵肺・頸肩腕症候群な
ど多くの労災災害胚業
病障害の斗争を、地域

斗争を形成しつつ斗つ
抜けてきました。労働基準局や各監督署への
要求、職場・糾弾の行
動をくり返してきましたが、
9月3日の全港湾上組

の塵肺認定斗争に於いて、大阪労働基準局は官憲導入でもつて強圧してしまった。9月10日付の集団陳情対策要領案では、露骨にも弾

圧体制を明示してしまった。(1)時間・場所・人数・メンバーリストをし、集団陳情、交渉権を否定するものである。

露し、じん速にしてす
みやかな労働者皆恥業
病公害に対処すること
ができず、被患者の救
消や、さうに拡がる公
害防止に手が打てない

(1)事前の警察との連絡
や警察権力の導入を公
然と明記し、「労働者保
護のにてさえをとる基
準局行政が、労働者彈
圧の牙をむくことにな
る。(2)署との交渉にお
いては、隣接の監督署
に応援体制をしくなど
労働基準局全体が彈圧
体制をしくことになる。
また労働基準局に働く
労働者へ総評加盟」を
強圧体制に組み込み、
労働者同志をいがみあ
わせ、労働者階級の団
結を破壊することを目
的としている。(3)その
他多くの問題点を含み
この要領(案)は労働

基準局行政の反動性と
官僚性を更現化、体系
化し、おしすすめる以
外何ものでもない。

大阪總評が 抗議文を提出

以上五点をふまえ、
10月25日の最低賃金制

七万円要求の交渉の席
上、大阪總評として、
大阪局長に抗議文を手
渡しました。11月1日
の香取其間香の雇用保
障要求の団体交渉の席
上に迫り、陸情要領通
りの対応を示し、「なか
つにものとする」とい
う局長回答は各署に指
示されていないことが
暴露されました。植田
マンガンのマンガン中
毒の交渉においても「
かけ、人数制限を押し
つけこきました。17日
當日になつても人数制
限を繰回せず、「三十人
とく局会議室で交渉」とく
り返し、事前に府警と
も連絡して、これに応
じない我々との交渉を
形式論議を口実に実質
上拒否する構えに出ま

いまいさを追及したと
ころ「慎重に労働者の
声を聞く」という意味だ
と答弁していましました。

11月17日に大阪總評
が全造船佐野安、全港
湾関西地本、總評大阪
地域合同労組、全金告
井計算センター、全金
肩膀症候群の労災認定
要求の交渉に際し、「人
数、時間、メンバーを
明らかにせよ」と執拗
に迫り、陸情要領通
りの対応を示し、「なか
つにものとする」とい
う局長回答は各署に指
示されていないことが
暴露されました。植田
マンガンのマンガン中
毒の交渉においても「
かけ、人数制限を押し
つけこきました。17日
當日になつても人数制
限を繰回せず、「三十人
とく局会議室で交渉」とく
り返し、事前に府警と
も連絡して、これに応
じない我々との交渉を
形式論議を口実に実質
上拒否する構えに出ま

「西領」の 実質的粉碎を

した。創意工夫を二ら
し、最終的には全員交
渉をがらとりましたが、

各駅場の労星交渉にみんなが結集し、大阪終

て手帳へ計譲して
いる。

地評が抗議文を提出

「要對策」

「黙者が一人で来てダメなので数人でおしかけ、数人で止めないので多勢で来ないと認定がこれまでの実情ではないか」と多勢で、何回も

長時間交渉しないと当然の認定がこれなり状況だ」と労働者は怒り、労働基準行政の反労働的姿勢が根本的に構成化していることを指摘し、今後断固とした抗議行動を進めることを大衆的に確認していく。社会党が国会でも追及する構えを見せ、

大阪監修評（中江平次郎議長）
は、諸々の認定、災害防止の観
いて大體のものが長期間にわた
り書く、再四交換をしないと即
時に認定すべきものとなかなか
認定せず、時には却下するとい
う多摩川行政の反動的・官僚的

労働災害、職業病、公害など企業が労働者に対して行う犯罪の現象、対応についてまつたく即本性をもたない労働災難・労働行政は、これまで多くの労働者を立かせ、また恩恵を与えていたが、自身の欠陥をもかえりぬくに出された今回の難文書(品酒税改修案)は、命と健康を真剣に守るために翻して、より効果的に真っ向から実行する運動的行政のあらわわれであるとして各方面から強い批判がなされてしまう。

な体質、あるいは九月三日とも
たれた全港海員と肺問題について、阪急海員局がだしたもののまゝで
ての基層局交渉のさういふ能力ならば、この要綱（案）は、半
一 働組隊を導入するという最初への重大な導入をもつて、
近の選正の実験をも含め、「おは
絶対に許さるべきものではな
い」として、のほい次のよう
な抗議文を労働基盤局に提出。
十一月一日の期限つきで文書を
の回収を始めた。

抗議文の内容はつぎの通り。
一 別紙の集団賃金協定要綱
(案)は、大阪労働基盤局がた
したものであると考へながら、打下し、

を結果せよ。
一 昭和五十年九月三日の上級
のじん肺職者の認定の本場の施
設より、上級審査権力を導入したるに付
て、審査対象、識別、現在金銭支給
手続、相談医師が取り扱うる處
肺・溝通活動者の要求として
固体交換に十月中に於ける
「第」以上、因忌についての回答を
文書ひいて昭和五十年十一月
一日までに回答せよ。
一九七九年一〇月十五日
大阪労働局

（その）は労働者階級による政の反動性と階級性を具現化して、組織化して、おこなわれる以外のもので、もな。

〔大阪新報 11月2日版〕

大阪新報
11月2日版

寄稿 研究室を足場にした 反労災・職業病、公害斗争

岡山大学医学部学生会室有志

…はじめに…

大学や研究室において、労災・職業病、公害に関する研究を行つたり、それに基いて社会的活動を行つてゐる所は非常に多い。このような活動の支えとなつて、この理念は「科学の中立性」という考え方であり、「政治的中立性」という大義名分によつてすべ

ての活動を正当化していける場合が多い。確かに、科学的真理その自体は客観的存在であるが、それ自体は客観的存在であるが、それを規定するし、支配階級が研究成果をより多く利用する。現実の労災・職業病、公害の事例を見れば、科学、科学者の階

級性は誰の目にも明らかである。さて、そこで、我々の研究室を足場にした活動と、労災・職業病、公害闘争との関係はいかに

ある。今まで達していない一研究室であるという現状なら、継続的な課題として残されている。日常の活動の中で、この問題を追求していく以外にはないのが実態である。今回から数号にめったつて我々の活動内容を報告・紹介することになつたが、そのような意旨を含んだものである点をお許しいただきたい。

…肺などの労災斗争について…

島 昭和48年6月・川崎製鉄・水島の圧延工場整備課で、勤続3年、21才の労働者が肺など死んでいた。遺族の労災闘争の決意を受け、各種の調査・検討を行つた結果、「二の肺癌は業務に起因する可能性が充分にあり、明確な反証がない限り業務上疾患として取扱われるべきである」という主旨の意見書を提出して支援すると同時に、地域的な支援、共闘態勢の確立を追求して

きた。今日迄に一定の支援活動が行われ、監督署の業務外決定を工年に亘って引き伸ばしてきて、成績の反面、未だ明確な支援・共同組織は作られていない。

この労災問題から我々が得た教訓と今後の課題は次のようない点である。

一、すでに欧米先進資本主義国においては、職業となるの関係を実証する疫学研究が数多くなされてきており、終資本の側も多くの職種となるとの因果関係を認める状況になっている。これに対して我が國の職業となる研究の遅れは著しく、また資本の対策が相対的に見ても遅れていますために、犠牲者は専ら闇へとほうひられてきている。

二、労働者の弱いも、他の職業病と比較して立派れており、新規曰鏡・ハ幅のすぐれた斗争を除いては組織的取組みが弱い。

四、六個クロム、富士モノマーの例でも明らかのように、労働行政側は、疫学的

的ともいべき対応と、現在着目と準備されつつある「先取り」的対策を許す一要因となつてゐる。

三、一昨年、工事の採決された「職業病予防条例」に対応すべく国内態勢が整備されてき

ているが、この中で、utan原物質を規制する際に「有害性」と「社会的、経済的有用性」を主にみけるやり方や、utan原物質の無作用量へなんか発生しない理論的な量)を機械的に決めて実施することが検討されている。これらを含めて、全体として労働者の弱いの「先取り」対策をやらうに動きであることは明白である。

五、近年、かんのどう割が職業性暴露を含む環境因子によるとされている。発病すればほぼ確実に死に至るがんが労働の場と生活の場を向かず増加してき、これが、また資本による「先取り」的対策が進められつつある中にあり、労働者の職業病に対する取組みが緊急に組織化する必要がある。

（川崎製鉄の肺など運動の一環として位置付けら

域的な争災・職業病闘争への展望の中で、その一端として進められなければならない。それを抜きにしてはこの闘争の勝利はない。

六、この例は、業務起因性の証明という点で、常識的に考えても非常に困難を伴つている。にもかくらず自争が2年半も続

りてきに理由は何であろう。たゞ労働行政側の調査があまりにも不十分であり、対応が極めて官僚的であつたために、比較的容易にその判断を論破することができたし、遺族を中心とした怒りを巻き起したことだ第一にあかられよう。

この比較的困難な事例におい

てこそ、向いは着実に前進しえたのだ」という教訓を我々のものとし、さらに広く地域の労働者のものとすることが今後への出発点であろう。

一つづく

(柳樂翼記)

「井上油圧の社説」

（井上油圧 社説 著者 不明）

65年一月に入社してから二年四ヶ月遡えていく。当時の井上油

圧はやすが20人足らずの小さな町工場でしかなかった。新規の求人も熙熙と応募した私は、面接の際に社長が直撃應対し、私の履歴書を見て「西郷出身ではないか」とかの如し又とちがひも未して悪い様にはせん」との調子

クガ工場に横アドヤマの仕事を持たされた。毎日の残業も深夜10時～11時と続き、日曜日もほく一ヶ月に29日が30日竹下の切り札に氣恥じた。それで生産率を上げるために追いつかず、どんどん人を集めやすが4・5年足らずで一気に百数十名の企業にのしあがつた。

たが、相次ぎ賃金や昇給の条件が悪くなりがちで、人を続出したため、これがもってやめられた。多岐にわたる重層分析や努力等、工場を待つ運送屋のトラック

アーティスト

アーティスト

はじめての心地をつぶすに即
て、年齢の體悟もひくひくして
しまった。このたゞ一興画ほ
ど生産やアヒタ懸念になつた。お
やでた会社は拂仕に出ていた。

休してた者の家賃に處理取扱名
で出向いて「仕事に出てこなけ
れば首にさる」とおどして介断
し、私には「加藤細君た坂を」
と求められて御用解雇を又軽く
通じしておいた。(これがも標けじ
と僕は圓いめし。)船団と相
談して正規に銀(金)を手始め
た。西洋に一括(金)を手始め
た。ゼロ)舟次海運、馬場鐵道改修
条件の大手船舶の開拓へつ
かづいた。

私は和樂が歌士ばかり無近オ
争凶競士たが、余村の船運業者
を脱じ少しぐすり船を販売化
して肉体的におえられぬいよ
て飛び体業した。
休業后も運営が続いたが、金
社へ出向いては、櫻井・一蘭金
社の元細君オコントリケ
た。その面に世間もつべから
くへと捲えへり(櫻井春三人)
オニ繰りて云々。

アーティスト

とまくハムの旅近オホにせ二
た。

私もついに被災した。69年10
月に、(アーティストの連根)がつぶれて
いたために腰痛筋と強打して
いいわやるムキ打ち筋にはつてしま
った。それで、会社はじく
休ませてして、養育中の血事。
康に再び西田屋へと向かって仕事。
私も收入が大半に兼つ生活が苦
恥辱や離れた。當時や離れた。
毎日が疲れ、仕事が悪化して田
々がつらかった。そこ
そこではとがしゃ土子とばと
思ひ、組合を作りうると共構成を
中止に留められた。だが現実は社
長の圓折(はなたか)を察しくな
った。あげくの際には社長と
共構成の企圖を、社長が
毎日が疲れ、仕事が悪化して田
々がつらかった。

アーティストの連根(アーティ
ストの連根)は、他の連(アーテ
ストの連)などおらず
その組合つぶし攻撃をかけた
た。でも我々は必ず筋の仲間の
連(アーティストの連)を守
護していった。しかし感覚ばかりと
の間に銀(金)は飛ともう一人の
共構成の企圖を、社長が
毎日が疲れ、仕事が悪化して田
々がつらかった。

はいはいはいはいはいはいはいはいはい

た。そのうち、なかなか来りない
のと、私が食事や飲食風の圖交
に参加する機会も少く、とつて
食事も半端なも「な政は
ケ特た」「門はもう重慶復帰ひ
きる体た」と西三に向つて压
力がけできだ。他の書類を紹介され
てその書類へ行つて是れ圓通の
診断書が用意され、それと
じると「う」とさうしたが、
その額度金額を満足度の意向と
新規して、うす圓をかうれ
ど新しい体験を経てから、
どうかは、被災者を直面する
連絡するの立場に立たせらる。

「三十六の御内閣」と書かれてゐる。
書かれたものと並んで、他の書類でもない。
被災者も立派な者で、自分の住む立
地をめぐらとしている。
私は一年連続のそれが、この体
育室と二つに分けてある。にもかからず入
りきり、運動や行政に立派とは言
ふれぬことは、決して運動は古
いし、運動や飲食風の圖交
の立いと見えて、必ず見舞を歸
して来た。この超うと口過しきは
ちとうちは重慶復帰もできない
ようにとほく空氣にハーピリを
の運営など日本や行政、く處
師に従つてしまつては、餘り思
てはかりた。
本を行政も、被災者全般も
オウの金よりも出れる。それ
は被災者自身が「生きてん」た
わからぬ。それ故井上、被災者も
今西、石井もあらそひ

「これにてお仕事と被災者を抱
き合はせたが、私は、この被災者と被
害者を抱き合つておる。」
「二の御内閣」、「三の御内閣」
の御内閣を並べて、それを「二
の御内閣」、「三の御内閣」
と並べて、かゝづかず、被災者を抱
き合つておる。

被災者を抱き、被災・行政
被災者が抱く。被災者を抱く。
重慶の庄子にて、何事はない。

重慶の庄子にて、何事はない。
それが口に動かせば、家財を失つた

「被災者を抱く」

「被災者を抱く」

「これにてお仕事と被災者を抱
き合はせたが、私は、この被災者と被
害者を抱き合つておる。」
「二の御内閣」、「三の御内閣」
の御内閣を並べて、それを「二
の御内閣」、「三の御内閣」
と並べて、かゝづかず、被災者を抱
き合つておる。

不況下の今こそ労災職業病斗争を 職場の問題を持って オ4国関西交流集会へ

集全總行委員會」而

日本交響樂会も今年
で4回公演された。
振り返ってみると
今までの集会は、全体
的な効率斗争の取り組
みの進歩反映して、
可なり取り組んでいた。
公場からの斗争報告に
終始する傾向があつた。
出で故参加者からも、
「高齢者できひんがつ
だ」、「交流にはってへ
ん」との反対の声が強
く出されていた。

か狂うや。わの母ちゃんが、
どいいの感應にや井原か
の感應として、次で一
シに抱き合ひつてのト
トが感動する。

第4回労災公害と闘う廣面交流集会

主體
英國銀行在華資金
口)第一、巴拿
牙銀行。北極洋
國社。保險公
司(總)
金輪鋼鐵由地
金德船廠總公司
金金源公司
五金機械公司
五金三豐
京新公司
回顧
始於清初的民間
手工作坊
宋大安金口小火
宋大阪大字金口
(その金)
大阪鐵器
北櫻地區(わざき)

分科会の室内

今集めよう。分飛したテーマを原標で複数枚の映像品質を選びなさい。
した。それを他の題材で手分けして各自専門様に依頼をしておこう。

第1分科会 補給券制度の廃止

今社から下野には幾庄の如き、取扱の仲間の面々が、現場の作業の裏側で、理解に堪しき、日々体をあわづ苦勞に耐えるの真立した精英労働者。問題をとらぬ工作よりとて、純正との意識の流れ。この問題を解決する一ことに近づけよう。其の外縦の仕事は、手本の如く押さへ持つて置いて。

本ノウア飛行
機輪・安全ノ上口一一一・也半機頭
本飛行ノ事例亦無

（略）

水行其道。雷火并用。能克群邪。才免

近頃脳へと感化するに心細胞や神経細胞が増加し、これが原因に比べて脳の脳性癡癡が増加する傾向である。これは、脳の癡癡度の増加で巨脳化が生じる。即ち、この原因の癡癡度の増加につれて、脳の脳細胞が増加することである。

文庫本
第三回

新七種の大型飛魚がホニに吸い、複数
はその船主のト羅代・日之始と船員の反
對に出でてしまふ。また木舟下の漁石でも潛在
船は被説得を相手を少々一ヶ所にわざわざ。先
に潜伏する所へと漁石の開拓に攻撃され
た統一戦隊が子孫たる者たちがいた。

西柳・井戸子・大塚は遊行の
名前である。

井伊直弼と奥藤久松は、井伊直弼が江戸に赴任した後、代理職務をもたらす。井伊の勢力の大本盤に西二直門はなされざるを以て、

未だ飛行機の運航未許・飛行場の設立は二重轄の所

井代者の因縁はしにひとつの解釈も、ひとつの補遺もとれない。未だ解釈の組合せありあげない耳場で、毎年にした所一二回であるが。

西田学究院編 1934年
第1—20卷(1934—1935年)行

事務所紹転のお知らせ

場所 大淀区本庄東通り四丁目一番地
三和ビル 22号室

TEL·374-2991

- ・王六から歩11で10分
 - ・中津から歩11で12分
 - ・王満から歩11で20分
 - ・バスは56特57
本庄中通り下車

